

令和5年3月10日（金）
吉田 はるみ 議員（立憲）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

1 問 裁判所職員定員法の改正を毎年行うことなく、裁判所職員の定員について、他省庁と同様に、その上限定員を法律で定めることはできないのか、法務当局に問う。

〔上限定員を定めることの長所〕

- 裁判所職員の定員について、法律上、定員数の上限を定めた上で、具体的な定員数の定めを最高裁判所規則等に委任するといった立法形式をとることは、定員の計画的、弾力的な運用や機動的な対応が可能となるといった長所も認められるところ。

〔まずは裁判所において検討〕

- 他方、御指摘のように定員数の上限を定めるとすると、ある程度中長期的な事件動向等を予測し、必要な人的体制の見通しを立てることが必要になるものと考えられ、そうしたことの可否について、まずは裁判所において検討がされるべきものと考えている。

〔結論〕

- 法務省としては、御指摘の立法形式の導入については、裁判所の判断を尊重しつつ、裁判所関連の法律を所管する立場から、必要な対応をしてまいりたい。

(参考1) 令和4年3月1日衆議院法務委員会 鈴木義弘君に対する
古川法務大臣答弁

○古川国務大臣御質問が、これまた、裁判所の職員の定員、これもこの委員会でまた御議論いただくことになると思うんですけども、そのことについて関連してお尋ねになっているということだと受け止めさせていただいた上でお答えをさせていただくんですが、確かに、委員が御指摘になるように、法律で定員の最高限度を定めておいて、具体的な定員数については最高裁判所規則などで決める、そこに委任するといった形のたてつけにしていればいいではないかという御提案、御提言だと思います。

確かに、このような立法形式を取る場合には、定員の計画的、弾力的な運用ですとか機動的な対応が可能となるだろうといった、そういう長所も考えられるなというふうに思います。

しかし、他方、御指摘のように定員数の最高限度数を定めてしまうと、ある程度中長期的な事件動向等を予測して、必要な人的体制の見通しを立てることなども必要になると思われます。ですから、そういう様々な論点があるということであります。

ですから、その立法形式を取るかどうかというようなことについては、やはりまず裁判所において検討がなされるべきものだなというふうに今思いながらお聞きしたところであります。

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）
（裁判官）

第五条 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

2 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

3 最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

（裁判官以外の裁判所の職員に関する事項）

第六十五条の二 裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。

○ 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）

（定員の総数の最高限度）

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千九百八十四人とする。

2 (略)

(内閣府、各省等の定員)

第二条 内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

○ 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

(略)

法務省 55、033人

一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

二 うち、11、863人は、検察庁の職員の定員とする。

(略)

○ 法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則を次のように定める。

(本省及び各外局別の定員)

第一条 法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

(略)

本省 47、108人

一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

二 うち、11、863人は、検察庁の職員の定員とする。

(略)

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和5年3月10日(金)衆・法務委 吉田 はるみ 議員(立憲)

3問 裁判の迅速化のためには、裁判官等を増員すべきと考えるが、法務大臣の所見を問う。

〔裁判所の人的体制の充実が重要〕

- 司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、充実した人的体制を構築していくことは重要と認識。

〔まずは裁判所において検討〕

- もっとも、裁判官の定員を含む裁判所の人的体制の在り方については、事件動向等の諸事情を踏まえ、まずは裁判所において必要な検討がされるべき性質のもの。

〔結論〕

- 法務省としては、裁判所職員定員法を所管する立場から、引き続き、裁判所の判断を尊重しつつ、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、適切に対応してまいりたい。

(参考) 平成30年4月13日衆・法務委員会議事録(抜粋)

○上川国務大臣

裁判官を含めまして、裁判所の人的な体制の充実ということについては、司法権を担う裁判所が事件を適正かつ迅速に処理をするという意味で、大変不可欠な要素でございます。

委員からも先取りして御指摘あったところではございますが、裁判官の定員も含めまして、今後の裁判所の人的体制の整備のあり方につきまして、これは、事件動向等、諸事情を総合的に考慮した上で、まずは最高裁判所において適正に判断されるべき性質のものであるということでございます。

今、過去の委員からの御指摘も含めまして、きょうもさまざまな御指摘をいただいたということでございますので、そのようなことにつきましても十分に考慮した上で、まずは最高裁判所におきまして適切に判断される

べき性質のものであるということでございます。

法務省といたしましては、最高裁判所において判断されることを踏まえまして、裁判所関連の法律を所管する立場から、この裁判所職員定員法を含めまして引き続き適切に対応してまいりたいというふうに思います。

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和5年3月10日(金) 衆・法務委 鈴木 義弘 議員(国民)

問 裁判所職員定員法の改正をしなくても定員を増減できるように、法律では定員の上限を定めておき、具体的な定員は規則で定めるなどすべきではないか、法務大臣に問う。

〔上限定員を定めることの長所〕

- 裁判所職員の定員について、法律上、定員数の上限を定めた上で、具体的な定員数の定めを最高裁判所規則等に委任するといった立法形式をとることは、定員の計画的、弾力的な運用や機動的な対応が可能となるといった長所も認められるところ。

〔まずは裁判所において検討〕

- 他方、御指摘のように定員数の上限を定めるとすると、ある程度中長期的な事件動向等を予測し、必要な人的体制の見通しを立てることが必要になるものと考えられ、そうしたことの可否について、まずは裁判所において検討がされるべきものと考えている。

〔結論〕

- 法務省としては、御指摘の立法形式の導入については、裁判所の判断を尊重しつつ、裁判所関連の法律を所管する立場から、必要な対応をしてまいりたい。

(参考1) 令和4年3月1日衆議院法務委員会 鈴木義弘君に対する古川法務大臣答弁

- 古川国務大臣 御質問が、これまた、裁判所の職員の定員、これもこの委員会でまた御議論いただくことになると思うんですけども、そのことについて関連してお尋ねになっているということだと受け止めさせていただいた上でお答えをさせていただくんですが、確かに、委員が御指摘になるように、法律で定員の最高限度を定めておいて、具体的な定員数について

は最高裁判所規則などで決める、そこに委任するといった形のたてつけに
してしまえばいいではないかという御提案、御提言だと思います。

確かに、このような立法形式を取る場合には、定員の計画的、弾力的な運
用ですとか機動的な対応が可能となるだろうといった、そういう長所も考
えられるなというふうに思います。

しかし、他方、御指摘のように定員数の最高限度数を定めてしまうと、
ある程度中長期的な事件動向等を予測して、必要な人的体制の見通しを立
てることなども必要になると思われます。ですから、そういう様々な論点
があるということでもあります。

ですから、その立法形式を取るかどうかというようなことについては、
やはりまず裁判所において検討がなされるべきものだなというふうに今思
いながらお聞きしたところでもあります。

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

（裁判官）

第五条 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、
その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

2 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官と
し、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

3 最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、
別に法律でこれを定める。

（裁判官以外の裁判所の職員に関する事項）

第六十五条の二 裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この
法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。

○行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）

（定員の総数の最高限度）

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府
及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てる
べき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とす
る。

2 （略）

（内閣府、各省等の定員）

